

令和6年度事業

高度救命処置用資機材

仕 様 書

富士山南東消防本部

## 総則

### 1 目的

この仕様は、富士山南東消防本部(以下「本部」という。)が、令和6年度に整備する災害対応特殊救急自動車の高度救命処置用資機材について定める。

### 2 概要

- (1) 高度救命処置用資機材は、すべて新規製品とし使用期限に留意すること。
- (2) 原則、メーカー及び型式等の指定のあるものとするが、同等以上の規格、性能を有すると本部が了承した場合はこの限りではない。
- (3) 検収後であっても、本体、付属品等に欠陥が認められたときには受注者の責任とし、無償で修理または交換すること。
- (4) 問題が生じたときには、担当者と綿密に打ち合わせるとともに誠意を持ってあたること。
- (5) 受注者の指示により、資機材の取扱い説明を行うこと。

### 3 納期は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限：令和7年1月29日（水）
- (2) 納入場所：三島市南田町4番40号 富士山南東消防本部
- (3) 配備場所：三島市中島85番地の14 三島消防署中郷分遣所（仮称）

### 4 提出書類

- (1) 取扱説明書
- (2) 本部が必要と認めるもの。

### 5 高度救命処置用資機材の規格・数量については別表のとおりとする。